

令和 8 年度京極町土地改良事業補助金について

(1) 小規模土地改良事業補助金

①事業概要

町内の農業者個人又は法人が、町内業者に発注して施工した土地改良事業に要する経費に対して補助を行います。

②対象事業

暗渠排水、客土、層厚調整、心土破碎、不陸均し、農地造成、明渠排水、耕作道の整備、暗渠管口ボット洗浄機による洗浄 等

③補助率及び補助上限額

一つの圃場につき、補助率30%以内、補助上限額60万円以内

(2) 暗渠排水疎水材補助事業補助金

①事業概要

町内の農業者個人又は法人が、町内業者に発注して施工した土地改良事業に要する経費のうち、暗渠排水疎水材にチップ材を使用した場合の購入費に対して補助を行います。

②対象事業

暗渠排水疎水材（チップ材に限る）の購入費

③補助率及び補助上限額

一つの圃場につき、補助率50%以内、補助上限額10万円以内

◆補助申請に必要な書類等（両事業共通）

- ① 補助申請書及び納税確認同意書（役場農林課でお渡しします）
- ② 領収書及び内訳明細書
- ③ 施工写真
- ④ 印鑑・振込先の口座が分かるもの

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

京極町役場 農林課
電話：0136-42-2111